

立川市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定による。

立川市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

立川市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和35年立川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p><u>(用語の定義)</u></p> <p><u>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>内国旅行</u> 本邦（本州、北海道、四国、九州及びその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p class="list-item-l1">(2) <u>外国旅行</u> 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。</p> <p class="list-item-l1">(3) <u>出張</u> 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくは当該職員に対し出張命令の専決権を有する者（以下「出張命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。</p> <p class="list-item-l1">(4) <u>赴任</u> 立川市（以下「市」という。）の要請に基づいて国若しくは他の地方公共団体等を退職し、引き続いで採用された職員若しくは任命権者が指定した職に充てるため採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行し、又は住所若しくは居所を移転する者で特別の事情があると認められたものが、移転のため旅行することをいう。</p> <p class="list-item-l1">(5) <u>帰住</u> 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又は</p>	<p><u>(用語の定義)</u></p> <p><u>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>出張</u> 職員が公務のため一時在勤庁を離れて旅行することをいう。</p> <p class="list-item-l1">(2) <u>帰住</u> 職員が死亡した場合において、その遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。</p> <p class="list-item-l1">(3) <u>遺族</u> 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p class="list-item-l1">(4) <u>赴任</u> 勤務場所の変更を命ぜられた職員がその変更に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行することをいう。</p> <p class="list-item-l1">(5) <u>扶養親族</u> 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって</p>

その遺族が生活の本拠地となる地に旅行することをいう。

(6) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

(7) 遺族 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(8) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。

(9) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の任命権者が定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の任命権者が定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

(10) 職務の級 立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年立川市条例第16号）別表第2の2に掲げる職務の級をいう。

生計を維持しているものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合は除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合は除く。）には、当該職員

(5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により出張命令等の変更（取消しを含

(旅費の支給)

第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員が出張のため旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合は除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第1号若しくは第4号又は第29条第1項の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に出張命令を変更（取消しを含む。以下同じ。）さ

む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他任命権者が定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で任命権者が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他任命権者が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で任命権者が定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（出張命令等）

第4条 出張は、出張命令権者の発する出張命令又は出張依頼（以下この条及び次条において「出張命令等」という。）によって行わなければならない。

2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令等を発することができる。

3 出張命令権者は、既に発した出張命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による出張者の申請に基づき、これを変更するこ

れ、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額を、旅費として支給することができる。

5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内の金額を旅費として支給する。

（出張命令）

第4条 出張は、任命権者又は当該職員に対し出張命令の専決権を有する者（以下「出張命令権者」という。）の発する出張命令によって行わなければならない。

2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上の支出が可能である場合に限り、出張命令を発することができる。

3 出張命令権者は、既に発した出張命令を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による出張者の申請に基づき、これを変更することができる。

とができる。

4 出張命令権者は、出張命令等を発し、又はこれを変更するには、出張命令簿（出張命令簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において「出張命令簿等」という。）に任命権者が定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該出張者に通知してしなければならない。ただし、出張命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまのないときは、口頭により出張命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、出張命令権者は、できるだけ速やかに、出張命令簿等に当該事項の記載又は記録をしなければならない。

5 出張命令簿等が電磁的記録による場合は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）により提示することができる。

（出張命令等に従わない出張）

第5条 出張者は、公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等（前条第3項の規定により変更を受けた出張命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って出張することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

2 出張者は、前項の規定による出張命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、出張命令等に従わいで出張した後、速やかに出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

3 出張者が前2項の規定による出張命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかつた場合において、出張命令等に従わいで出張したときは、当該出張者は、出張命令等に従つた限度

4 出張命令権者は、出張命令を発し、又はこれを変更するには、出張命令簿によって行わなければならない。ただし、出張命令簿によるいとまのないときは、口頭により出張命令を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、出張命令権者は、できるだけ速やかに、出張命令簿に当該旅行に関し必要事項を記載し、これを当該出張者に提示しなければならない。

（出張命令に従わない旅行）

第5条 出張者は、公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令（前条第3項の規定により変更された出張命令を含む。以下この条において同じ。）に従って出張することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令の変更の申請をしなければならない。

2 出張者は、前項の規定による出張命令の変更の申請をするいとまがない場合には、出張命令に従わいで出張した後、速やかに出張命令権者に出張命令の変更を申請しなければならない。

3 出張者が前2項の規定による出張命令の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかつた場合において、出張命令に従わいで出張したときは、当該出張者は、出張命令に従つた限度の旅行

の出張に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、第8条から第20条までに規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求及び精算)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者若しくは概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの又は旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書又は精算書（当該請求書又は精算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「請求書等」という。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出等を担当する者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その資料を提出しなかったためその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 請求書等又は資料が電磁的記録による場合は、電磁的方法により提

に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、緊急やむを得ないと認めた旅行に限り、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 旅行雑費は、東京都外（東京都に存する島しょの区域を含む。）への赴任で片道25キロメートル以上のものについて、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じた1夜当たりの定額を限度として、実費額により支給する。

8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について支給する。

9 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について支給する。

10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

(市内出張旅費)

第7条 職員の市内出張先が、当該職員の在勤庁から片道1キロメートル以上の距離にあたり、現に交通機関を利用したときは、その実費を支給する。

(外国旅行の旅費)

第7条の2 外国旅行の旅費は、第6条及び第13条から第17条までの規

出することができる。

5 請求書等及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間その他必要な事項は、任命権者が定める。

(旅費の種目及び内容)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、次条から第20条までに定めるところによる。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（外国旅行に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上

定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「令」という。）第5条から第11条まで及び第15条の規定を準用する。

2 鉄道賃、船賃、航空賃の額は、令に規定する職務の級が7級の者に相当する額を上限として実費額を支給する。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第9条 旅費計算上の出張日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、出張のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときはこれを1日とする。

3 第3条第2項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第10条 1日の出張において、日当又は宿泊料について定額を異なる事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第11条 特別職の職員に伴い出張する場合（以下「随行出張」という。）には、鉄道賃、船賃及び宿泊料については、当該特別職の職員と同額の旅費を支給する。ただし、外国旅行の場合にあっては、航空

級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1）運賃

（2）寝台料金

（3）座席指定料金

（4）特別船室料金（外国旅行に限る。）

（5）前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合であって、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額とする。

（1）内国旅行の場合であって、運賃の等級が3階級に区分された船舶により移動するとき 中級の運賃の額

（2）内国旅行の場合であって、運賃の等級が2階級に区分された船舶により移動するとき 下級の運賃の額

（3）外国旅行の場合であって、運賃の等級が2以上の階級に区分された船舶により移動するとき 最上級の運賃の額

（4）第1号及び第2号の定めに該当する場合において、同一階級の運賃が更に2以上に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる

賃及び食卓料についても同様の扱いとする。

第12条 出張中における随行出張の変更のため鉄道賃、船賃又は宿泊料を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（鉄道賃）

第13条 鉄道賃の額は、旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）並びに次の各号に掲げる急行料金及び座席指定料金による。

（1）及び（2）削除

（3）急行料金を徴する線路による旅行の場合には、運賃のほか、急行料金

（4）削除

（5）座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、運賃及び急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第3号に掲げる急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。

（1）特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

（2）普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第5号に掲げる座席指定料金は、急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

（船賃）

第14条 船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による。

区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1号の定めに該当するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

イ 第2号の定めに該当するとき 最上級の運賃の額

(5) 第3号の定めに該当する場合において、同一階級の運賃が更に4以上に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それに定める額

ア 職務の級が4級以上の者が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

イ 職務の級が3級以下の者が移動するとき 職務の級が4級以上の者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃の額

(6) 第3号の定めに該当する場合において、同一階級の運賃が更に3以上に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それに定める額

ア 職務の級が4級以上の者が移動するとき 中級の運賃の額

イ 職務の級が3級以下の者が移動するとき 下級の運賃の額

(7) 第3号の定めに該当する場合において、同一階級の運賃が更に2以上に区分された船舶により移動するとき 下級の運賃の額

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に掲げる運賃のほか現に支払った寝台料金

(5) 削除

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合は、第1号から第4号までに掲げる運賃及び寝台料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）

第14条の2 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃とする。

（車賃）

第15条 車賃の額は、別表の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 庁用自動車又は市で借上げた自動車を使用した場合には、車賃は支給しない。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

- (1) 外国旅行の場合であって、長時間にわたる移動として任命権者が定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

- (2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）

（旅行雑費）

第16条 旅行雑費の額は、別表の定額による。

（宿泊料）

第17条 宿泊料の定額は、別表による。

（移転料）

第18条 移転料の額は、次の各号に掲げる額の範囲内の実費額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表の額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に掲げる額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に掲げる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に掲げる額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際ににおける移転料の別表の額が、職員が赴任した際の移転料の別表の額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際ににおける移転料の別表の額を基礎として計算する。

3 出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に定める期間を延長することができる。
（着後手当）

第19条 着後手当の額は、別表の旅行雑費定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

（扶養親族移転料）

第19条の2 扶養親族移転料の額は、次の各号に掲げる額による。

その他の旅客を運送する交通手段（前号に定める自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項に規定する許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合において、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、職員に対応する国の職員は、同令における職務の級が10級以下の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として任命権者が定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費（第18条において「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程によ

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際ににおける年齢に従い、次に掲げる額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際ににおける職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費額並びに旅行雑費、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満の者については、その移転の際ににおける年齢に応じた鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費額並びに旅行雑費、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第18条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の定めに準じて計算した額。ただし、前号の定めにより支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の定めにより支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

2 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

（退職者等の旅費）

第20条 第3条第2項第1号の定めにより支給する旅費は、次の各号に掲げる旅費とする。

(1) 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの職員の例による旅費

(2) 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当

り定められている宿泊手当の額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号

又は第2号に定める場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、
その額は、次の各号に掲げる方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積り
をさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき（複数
の運送業者に見積りをさせることができない特別な事情があるとき
を含む。）に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の定めにかか
わらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1
項に規定する許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車そ
の他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当
該運送に要する額を転居費の額とする方法

2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金
額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額か
ら当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、
その額は5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿
泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その
額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限

該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した
退職等の命令通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの職員の例
による旅費

る。以下この号及び次号において同じ。) を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に定める場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 任命権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に定める期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定める費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の死亡(第3条第2項第5号の定めに該当する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表に定める定額とする。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の定めにより支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及

び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の定めにより支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第12条第1項ただし書に規定する場合を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号の定めにより支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する職員の例による旅費とする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第3号に掲げる順序による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の定めにより支給する旅費の種類は、居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とし、その額及び支給方法は、職員の例による。

(旅費の調整)

第24条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合
その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第25条 ……略……

(旅費の返納)

第26条 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づき任命権者が定める事項に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づき任命権者が定める事項に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が定める。

(旅費の支給期日)

第27条 ……略……

(実施規定)

(旅費の調整)

第22条 任命権者は、出張者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他この条例により正規の旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超える部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、出張者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第23条 ……略……

(旅費の支給期日)

第23条の2 ……略……

(実施規定)

第28条 略.....

別表（第20条関係）

<u>区分</u>	<u>死亡手当</u>
<u>全ての者</u>	<u>930,000円</u>

第24条略.....

別表（第15条—第19条関係）

(1) 車賃、旅行雑費及び宿泊料

<u>車賃</u> （1キロメートルにつき）	<u>旅行雑費</u> （1日につき）	<u>宿泊料</u> （1夜につき）
37円	1,100円	13,500円

(2) 移転料

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
 - この条例による改正後の立川市一般職の職員の旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行につ

いては、なお従前の例による。